

総社市災害救助支援基金条例をここに公布する。

平成29年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第25号

総社市災害救助支援基金条例

(設置)

第1条 本市における災害の発生に際して、総社市災害救助支援条例(平成29年総社市条例第 号)に基づき救助及び支援に要する費用の財源に充てるため、総社市災害救助支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立金)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、予算で定めた範囲内でこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。